

耐震対策や空き家対策のための補助があります

近年、地震や大雨などの災害が、いつでもどこでも起こってもおかしくない状況です。日ごろからの備えが重要視されている中、対策への補助制度をご利用ください。

▶ 木造住宅の耐震診断の補助

住宅の所有者が行う耐震診断に補助があります。

対象	補助金額
次の全てに該当するもの。 ▷市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。 ※併用住宅の場合、半分以上が住宅部分であること。 ▷構造が木造在来軸組構法または伝統的構法であること。 ※ツーバイフォー工法、プレハブ工法などは除く。 ▷地階を除く階数が2以下であること。 ▷市に登録された木造住宅耐震診断資格者に依頼して行う耐震診断であること。 ▷この耐震診断費の補助事業による補助を受けていないこと。	耐震診断経費の3分の2で4万円を限度。
	募集件数
	15件程度

▶ 老朽危険空き家の解体の補助

空き家の所有者が行う解体費用の補助があります。

対象	補助金額	対象工事	募集件数
次の全てに該当する空き家の所有者または相続人など。 ▷市内にある空き家で、不良度判定基準を満たしたもの。 ▷木造であるもの。 ▷半分以上が住宅部分であるもの。	解体工事費の3分の1で上限30万円。	補助対象空き家の全てを解体する工事	15件程度

▶ ブロック塀等の安全対策の補助

ブロック塀の所有者が行う除却・建て替え工事の補助があります。

対象	補助金額	募集件数
次の全てに該当する危険ブロック塀の除却または建て替えであること。 ▷避難に利用する道路に面するもの。 ▷耐震診断等で安全性の確認ができないもの。 ▷路面からの高さが80cm以上のもの。 ▷建築基準法の規定に違反していないもの。 ▷このブロック塀等安全確保事業による補助を受けていないこと。	次の①または②のどちらか低い額の3分の2で除却のみは15万円、建て替えは30万円を限度。 ①危険ブロック塀の延長(m)×8万円 ②除却費+建替費の総事業費	10件程度
	募集件数	
	10件程度	

▶ がけ地に近接する危険住宅の補助

住宅の所有者が行う危険住宅の除却や移転の補助があります。

対象	補助金額	募集件数
次の全てに該当するもの。 ▷対象の区域にある住宅であること。 ▷対象の区域に指定されるよりも前に着工された住宅であること。 ▷このがけ地近接の補助事業による補助を受けていないこと。	▷除却などによる経費で97.5万円を限度。 ▷移転による建設または購入をする資金の借入金利(年利率8.5%を限度)相当額で一戸につき建物319万円、土地96万円を限度。	1件程度
	募集件数	
	1件程度	

▶ 土砂災害対策工事の補助

建築物の所有者が行う土砂災害対策工事の補助があります。

対象	補助金額	募集件数
次の全てに該当するもの。 ▷対象の区域にある建築物であること。 ▷対象の区域に指定されるよりも前に着工された建築物であること。 ▷改修前の建築物が構造基準に適合していないこと。 ▷改修後の建築物が構造基準に適合していること。 ▷この土砂災害対策の補助事業による補助を受けていないこと。	工事費の対象は330万円を上限とし、その対象の23%で75.9万円を限度。	1件程度
	募集件数	
	1件程度	

補助の条件がそれぞれ異なります。詳細は、相談してください。

申請書は、都市デザイン課の窓口か、市のホームページからもダウンロードすることもできます。

問い合わせ先 都市デザイン課
(☎43-7156)